

## 鹿屋市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠又は出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入、子育て支援サービスの利用等に係る負担軽減を図るための鹿屋市出産・子育て応援給付金支給事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類及び額)

第2条 出産・子育て応援給付金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 出産応援給付金 次条に規定する支給対象者の妊娠1回につき5万円
- (2) 子育て応援給付金 第6条第1項第1号に規定する支給対象児童又は同項第2号に規定する遡及支給対象児童1人につき5万円

(出産応援給付金の支給対象者)

第3条 出産応援給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、次条第1項の申請の際に市内に住所を有するものとする。ただし、既に他の市区町村から当該申請に係る出産応援給付金に相当する給付を受けた者を除く。

- (1) 令和5年2月1日以後に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。以下「支給妊婦」という。）
- (2) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）又は妊娠の届出をした妊婦（以下これらを「遡及支給妊婦」という。）

(出産応援給付金の申請)

第4条 出産応援給付金の支給を受けようとする者（以下この条、次条及び第10条において「申請者」という。）は、鹿屋市（以下「市」という。）が実施する妊娠届出時の面談等を受けた後、鹿屋市出産応援給付金申請書（請求書）（別記第1号様式。以下「出産応援給付金申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請前に流産、死産その他当該者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情が生じた遡及支給妊婦（令和4年4月1

日から令和5年1月31日までに出生した児童の母以外の者に限る。)については、同項の妊娠届出時の面談等を受けることなく、出産応援給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、遡及支給妊婦（令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の母に限る。）については、同項の妊娠届出時の面談等を受けることなく、出産応援給付金申請書又は鹿屋市出産・子育て応援給付金申請書（請求書）（別記第2号様式。以下「出産・子育て応援給付金申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することができる。

4 前3項に規定する申請は、支給妊婦にあつては妊娠中に、遡及支給妊婦にあつては令和5年3月31日までに行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請者が期間内に申請することができなかつた場合は、支給妊婦にあつては当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月が経過する日までに、遡及支給妊婦にあつては当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月が経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに申請することができる。

（出産応援給付金の支給の決定）

第5条 市長は、前条の申請があつた場合は、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、出産応援給付金の支給を決定し、当該申請者に対して出産応援給付金を支給する。

2 出産応援給付金の支給は、前条の申請により指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと等により口座に振り込むことが不可能な場合に限り、市長が別に定める方法で現金を交付することができる。

（子育て応援給付金の支給対象者）

第6条 子育て応援給付金の支給対象者は、次に掲げる者であつて、次条第1項の申請の際に市内に住所を有するものとする。ただし、既に他の市区町村から当該申請に係る子育て応援給付金に相当する給付を受けた者を除く。

(1) 令和5年2月1日以後に出生した児童（以下「支給対象児童」という。）を養育する者（以下「支給養育者」という。）

(2) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童（以下「遡及支

給対象児童」という。)を養育する者(以下「遡及支給養育者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は支給しない。

(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(3) 養育する支給対象児童及び遡及支給対象児童につき既に子育て応援給付金が支給されている者

(子育て応援給付金の申請)

第7条 子育て応援給付金の支給を受けようとする者(以下この条、次条及び第10条において「申請者」という。)は、市が実施する出生後の面談等を受けた後、鹿屋市子育て応援給付金申請書(請求書)(別記第3号様式。以下「子育て応援給付金申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請前に支給対象児童が死亡した支給養育者(当該支給対象児童の死亡日において本市に住所を有していた者に限る。)については、同項の出生後の面談等を受けることなく、子育て応援給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、遡及支給養育者(申請前に遡及支給対象児童が死亡した者(当該遡及支給対象児童の死亡日において市内に住所を有していた者に限る。))を含む。)については、同項の出生後の面談等を受けることなく、子育て応援給付金申請書又は出産・子育て応援給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することができる。

4 前3項に規定する申請は、支給養育者にあつては生後5か月までの間に、遡及支給養育者にあつては令和5年3月31日までに行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請者が期間内に申請することができなかつた場合は、支給養育者にあつては当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月が経過する日又は支給対象児童が3歳に達する日のいずれか早い日までに、遡及支給養育者にあつては当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月が経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに申

請することができる。

(子育て応援給付金の支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて当該申請者の支給対象児童又は遡及支給対象児童に係る養育の事実を確認審査し、及び必要に応じて当該申請者の支給対象児童又は遡及支給対象児童に係る養育の事実を確認すること等により、子育て応援給付金の支給を決定し、当該申請者に対して子育て応援給付金を支給する。

2 子育て応援給付金の支給は、前条の申請により指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと等により口座に振り込むことが不可能な場合に限り、市長が別に定める方法で現金を交付することができる。

(給付金の取扱いの特例)

第9条 出産応援給付金及び子育て応援給付金(以下これらを「給付金」という。)の支給対象者が、里帰り等により当該支給対象者に対する第4条第1項の妊娠届出時の面談等又は第7条第1項の出生後の面談等(以下これらを「面談等」という。)を他の市区町村において実施した場合その他市長が必要と認めた場合は、市長は、当該他の市区町村と連携し、面談等の実施状況等を確認した上で、当該支給対象者に給付金を支給するものとする。

2 給付金の支給対象者が、面談等を受けた後市外に転出した場合において、当該支給対象者であった者が転出先の市区町村から給付金に相当する給付を受けていないときは、市長は、第3条又は第6条第1項の規定にかかわらず、当該支給対象者であった者の申請に基づき、転出先の市区町村から給付金に相当する給付を受けていない事実を確認した上で、給付金を支給するものとする。

3 給付金の支給対象者が、配偶者その他親族からの暴力等のやむを得ない理由により市内に住所を有さずに居住している場合は、市長は、当該支給対象者の申請に基づき、配偶者その他親族からの暴力等のやむを得ない理由により市内に住所を有さずに居住している事実を確認した上で、給付金を支給することができる。

(給付金の返還)

第10条 市長は、給付金を支給した後に申請者が支給の要件を満たさず者でなかったことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により申請者が給付金を受給した

場合は、当該申請者に対し、期限を定めて支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

鹿屋市出産応援給付金申請書（請求書）  
（国の出産・子育て応援給付金による出産応援ギフト）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____ 年 月 日
連 絡 先	( _____ )
妊 娠 届 出 日	_____ 年 月 日
妊 娠 届 出 日 時 点 の 住 所 地	（現住所と異なる場合のみ記載）

出産応援給付金（妊婦1人につき5万円）の支給を

希望します。（申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）の写しを添付してください。）

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産応援ギフトの支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。

指定の金融機関口座への振込みを希望します。（原則、申請者名義の口座）  
（金融機関名、支店等名、区分、口座番号、口座名義が確認できる通帳、キャッシュカード等の写しを添付してください。）

金融機関名	支店等名	区分	口座番号（右詰めで記入）	口座名義（カナ）
		1 普通 2 当座		

窓口での現金支給を希望します。（どうしても口座による受取ができない方のみ）

請求額 \_\_\_\_\_ 円

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果、子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名 \_\_\_\_\_

署名日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第2号様式（第4条、第7条関係）

鹿屋市出産・子育て応援給付金申請書（請求書）  
（国の出産・子育て応援給付金による出産・子育て応援ギフト）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	( )
妊 娠 届 出 日	年 月 日
子 ども の 氏 名	
子 ども の 出 生 日	年 月 日
妊 娠 届 出 日 又 は 子 ども の 出 生 日 時 点 の 住 所 地	
（現住所と異なる場合のみ記載）	

出産応援給付金（妊婦1人につき5万円）及び  
子育て応援給付金（子ども1人につき5万円）の支給を

希望します。（申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）の写しを添付してください。）



他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産・子育て応援ギフトの支給を受けていません。

※ 出産・子育て応援ギフトの支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。

指定の金融機関口座への振込みを希望します。（原則、申請者名義の口座）  
（金融機関名、支店等名、区分、口座番号、口座名義が確認できる通帳、キャッシュカード等の写しを添付してください。）

金融機関名	支店等名	区分	口座番号（右詰めで記入）	口座名義（カナ）
		1 普通 2 当座		

窓口での現金支給を希望します。（どうしても口座による受取ができない方のみ）

請求額 円

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果、子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名 \_\_\_\_\_  
署名日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第3号様式（第7条関係）

鹿屋市子育て応援給付金申請書（請求書）  
（国の出産・子育て応援給付金による子育て応援ギフト）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	( )
子どもの氏名	
子どもの出生日	年 月 日
子どもの出生日時点の住所地	（現住所と異なる場合のみ記載）

子育て応援給付金（子ども1人につき5万円）の支給を

希望します。（申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等）の写しを添付してください。）

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。  
※ 子育て応援ギフトの支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。

指定の金融機関口座への振込みを希望します。（原則、申請者名義の口座）  
（金融機関名、支店等名、区分、口座番号、口座名義が確認できる通帳、キャッシュカード等の写しを添付してください。）

金融機関名	支店等名	区分	口座番号（右詰めで記入）	口座名義（カナ）
		1 普通 2 当座		

窓口での現金支給を希望します。（どうしても口座による受取ができない方のみ）

請求額 円

希望しません。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果、子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名 \_\_\_\_\_

署名日 \_\_\_\_\_ 年 月 日